

付属文書 2

製品貿易におけるアーリーハーベスト製品に適用される臨時原産地規則

第 1 条：定義

本規則について、

関税評価協定とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」構成部分の「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定」を指す。

代替性のある材料とは、商業上代替性のある材料で、その性質が実質的に同等であり、目視だけでは区別できないものを指す。

一般公認会計原則とは、一方において、収入、支出、原価、資産及び負債の記録、情報の開示、財務諸表の作成に関して、公認されている実質上権威のある会計準則を指す。上述の準則には、普遍的に適用される概括的な指針、詳細な基準、慣行及び手続が含まれる。

材料とは、貨物を構成する一部分或いは貨物を生産するための貨物を指し、組成成分、部品、部材、ユニット及び半製品が含まれる。

間接材料とは、貨物の生産、試験或いは検査の過程で使用されるものの、それ自身は当該貨物の組成成分を構成しない貨物を指す。

非原産材料とは、本規則の規定に基づいて原産資格を有する材料以外のその他材料を指す。

原産材料或いは原産貨物とは、本規則の規定に基づいて原産資格を有する材料或いは貨物を指す。

生産とは、貨物を得る方法を指し、栽培、飼育、採掘、収穫、漁労、耕作、誘捕、狩猟、捕獲、採集、収集、養殖、抽出、製造、加工或いは組立を含むもののそれには限らない。

HS とは世界税関機構が編制した「商品の名称及び分類についての統一システム」を指す。

節とは、HS 4 桁コードを指す。

目とは、HS 6 桁コードを指す。

第 2 条：原産貨物

本規則に別途規定がある場合を除き、下記の状況の 1 つに符合する貨物は、一方の原産と認定しなければならない。

- (1) 当該貨物が、本規則第 3 条の規定に基づいて、一方で完全に得られた。
- (2) 当該貨物が、一方或いは双方で完全に原産材料だけが生産された。
- (3) 当該貨物が、一方或いは双方で非原産貨物を使用して生産され、第 4 条の製品特定規則に符合している。

第3条：完全生産品

本規則第2条(1)の規定に基づき、下記の貨物は一方において完全に得られたと認めなければならない。

- (1) 一方で出生し飼育された生きている動物。
- (2) 一方で上述(1)の生きた動物から得られた産品。
- (3) 一方で収穫、採取或いは採集された植物或いは植物産品。
- (4) 一方で狩猟、誘捕、漁労、耕作、採集或いは捕獲された貨物。
- (5) 一方で採掘された鉱物。
- (6) 一方が関連する水域、海床或いは底土で得られた産品。
- (7) 一方が登録した加工船上で完全に上記(6)の貨物を使用して加工、製造した貨物。
- (8) 一方の加工過程中に生じ、かつ原材料回収に用いるだけの廃棄破損物、或いは一方が消費した後に収集し、かつ原材料回収に用いるだけの廃品。
- (9) 一方で完全に(1)から(8)までの貨物から得られた貨物。

第4条：製品の特定原産地規則

本規則に別途規定がある場合を除き、一方或いは双方が非原産材料を使用して生産した貨物は、本規則付属文書が規定する関税分類変更、域内原産割合、加工工程基準或いはその他基準に基づいて、その原産資格を認定しなければならない。

上述の付属文書は双方の原産地規則協議チームが別途協議した後に実施する。

第5条：関税分類変更

本規則第4条の関税分類変更基準を適用する場合、貨物の生産過程で使用する非原産材料は、一方或いは双方で生産を経た後、いずれも本規則付属文書に規定する関税分類変更が発生しなければならない。

第6条：域内原産割合

1. 本規則第4条に規定する域内原産割合(RVC)基準を適用する場合、その域内原産割合は、下記の公式に基づいて計算しなければならない。

$$RVC = (FOB - VNM) \div FOB \times 100 \%$$

上述 VNM とは非原産材料の価格を指す。当該価格は運賃・保険料込み渡し価格(CIF)で査定しなければならない。

2. 本規則の本船渡し価格(FOB)及び運賃・保険料込み渡し価格(CIF)

は、「関税評価協定」及び一般公認会計原則に基づいて査定しなければならない。

第7条：加工工程

本規則第4条に規定する加工工程基準を適用する場合、貨物が一方或いは双方で、本規則付属文書に規定する加工工程を経ていれば、原産資格を付与できる。

第8条：累積規則

一方の原産材料が、相手側で、相手側の貨物の組成部分を構成する場合、当該材料は当該相手側の原産であると見なさなければならない。

第9条：些細な加工

1. 本条に言う「簡単」とは、専門技能を必要とせず、また専用の機器、計器或いは設備も必要とせずに行うことができる加工或いは処理を指す。
2. 貨物の本質特性に影響する軽微な加工或いは処理は、単独或いは合わせて行うかに関わらず、いずれも些細な加工と認定し、原産資格を与えてはならない。その中には以下が含まれるがそれには限らない。
 - (1) 貨物の輸送或いは保存期間に良好な状態を確保するために行う処理。例えば通風、乾燥、冷蔵、冷凍、油差し、錆止め塗料塗布、保護層被覆、塩或いは水溶液を加える等。
 - (2) 託送の便に貨物に対して行う分解、組立。
 - (3) 販売或いは展示を目的とする包装、開封或いは再包装等の処理。
 - (4) 動物の屠殺、冷凍、解体、薄切り。
 - (5) ろ過、選別、選抜、分類、仕分け、組合せ(セット物品の組合せを含む)、縦切り、湾曲、巻きつけ、展開等の作業。
 - (6) 洗浄、清掃、クリーニング、酸化物除去、油取り、ペンキ取り及びその他塗層の除去作業。
 - (7) 簡単なペンキ塗り、磨き、削り、研磨、切断、組立或いは分解等の作業。
 - (8) 瓶詰め、缶詰め、袋詰め、箱詰め、ケース詰め、板紙或いは木板への固定、及びその他類似の包装作業。
 - (9) 製品或いはその包装上へのマーク、ラベル、標識及びその他類似の区別標記貼付或いは印刷。
 - (10) 希釈、溶解或いは簡単な混合で、貨物の本質を実質改変しない場合。

- (11) 稲以外の穀物の脱穀、一部或いは完全な漂白、磨き、艶出し。
- (12) 砂糖の色付け或いは砂糖塊形成の操作。
- (13) 紡績品のアイロンがけ或いは押して平らにする。
- (14) 果物、堅果及び野菜の皮剥き、種取り或いは殻剥き。

第 10 条：僅少の非原産材料

貨物が本規則の付属文書に規定する関税分類変更基準に符合しないものの、同時に下記の条件に符合する場合、原産貨物と見なさなければならない。

1. 関税分類変更に符合しない非原産材料に対して、第 6 条の規定に基づいて査定した価値が当該貨物の FOB 価格の 100 分の 10 を超過しない場合。
2. 当該貨物とその適用する本規則のその他規定に符合する場合。

第 11 条：代替性のある材料

1. 貨物が原産貨物であるか否かを認定する場合、代替性のある材料は実情に基づいて区分する。或いは輸出側の一般公認会計原則に基づいて承認する在庫管理方法のどちらかを選択して処理しなければならない。
2. 上述の選択を経た在庫管理方法は、その会計年度内全体で連続して当該方法を使用し、上述貨物或いは材料に対して管理を行わなければならない。

第 12 条：間接材料

貨物が原産貨物であるか否かを認定する場合、下記の間接材料の原産地は考慮しない。

- (1) 燃料、エネルギー、化学反応促進剤及び溶剤。
- (2) 貨物の試験或いは検査に使用する設備、装置及び関連する用品。
- (3) 手袋、眼鏡、靴、衣服、安全設備及び用品。
- (4) 工具及び金型。
- (5) 保護設備や建築に使用する予備部品及び材料。
- (6) 貨物生産過程中使用し、当該貨物の組成成分を構成しないが、当該貨物の生産過程の一部であることを合理的に示すことのできるその他の貨物。

第 13 条：セット貨物

HS 解釈準則 3 に規定するセット貨物品で、各構成貨物がいずれも一方の原産である場合、当該セット貨物は当該側の原産であると認定し

なければならない。一部構成貨物が一方の原産ではない場合、第6条の規定に基づいて査定した非原産材料価格が当該セット貨物のFOB価格の100分の10を超過しない場合、当該セット貨物は当該側の原産であると認定しなければならない。

第14条：包装材料及び容器

1. 本規則付属文書に列記する関税分類変更基準を適用しなければならない貨物に対して、小売用包装材料及び容器が当該貨物と同一税番号に帰属する場合、当該貨物の原産地認定時に、小売用包装材料及び容器は考慮しない。但し、域内原産割合基準に符合しなければならない貨物に対して、当該貨物の原産地認定時に、小売用包装及び容器の価値は実際の状況を斟酌して原産材料或いは非原産材料であるかを認定した後に、計算しなければならない。
2. 貨物の原産地を認定する時、貨物運輸に使用する包装及び容器は考慮しない。

第15条：付属品、予備部品及び工具

1. 本規則付属文書が規定する原産地に必要な関税分類変更基準に対して、貨物を輸入する時、貨物の付属品、予備部品、工具、説明書及び情報資料等は、当該貨物と一緒に通関申告し、当該貨物と同一税番号に帰属する。かつ単独でインボイスを発行しない場合、当該貨物の原産地を認定する時に、上述付属品、予備部品、工具説明書及び情報資料等は考慮しない。
2. 域内原産割合基準に符合しなければならない貨物に対して、付属品、予備部品、工具、説明書及び情報資料等を当該貨物と一緒に通関申告し、かつ単独でインボイスを発行しない場合、当該貨物の域内原産割合を計算する時、上述の付属品、予備部品、工具、説明書及び情報資料の価値は実際の状況を斟酌して原産材料或いは非原産材料に認定した後に計算する。
3. 上述の付属品、予備部品、工具、説明書及び情報資料等の数量及び価値は、当該貨物の慣行に符合しなければならない。

第16条：直接運送

1. 特恵関税待遇の適用を申請する一方の原産貨物は、双方の間で直接運送しなければならない。
2. 貨物運送が双方以外の1つ或いは多数の第三地を経る場合、第三地で運送ツールの交換或いは臨時貯蔵をするか否かに関わらず、同時に下記の条件に符合する場合は、双方間の直接運送と見なさなければ

ばならない。

(1) 地理的理由或いは運送のニーズに基づく。

(2) 貨物に当該第三地での貿易、商業或いは消費の状況が発生していない。

(3) 積卸、再包装或いは貨物を良好な状態に維持するために必要な処理を行う以外、貨物が当該第三地でその他処理を行っていない。

3. 本条第 2 項規定の状況下で、貨物が第三地で臨時に貯蔵する停留時間は、当該地に運送された日より起算して 60 日を超過してはならず、かつ貨物の停留期間は当該第三地税関の管理下に置かなければならない。

4. 本条第 2 項の貨物に対して、貨物の輸入申告時には、中継地税関が発行した証明文書及び輸入側税関が認可したその他証明文書を提出しなければならない。

第 17 条：原産地に関連する行政手続き

本規則に必要な行政手続きは、双方原産地規則協議チームが別途協議した後に実施する。